

名古屋市立戸笠小学校PTA規約

第 1 章 名称および所在

第 1 条 この会は、戸笠小学校 P T A と称し、事務所を戸笠小学校に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、父母と教師が協力して、学校と家庭と社会における児童の健全な育成をはかることを目的とする。

第 3 章 方 針

第 3 条 この会は、教育を本旨とする自主的民主的団体として活動する。

第 4 条 この会は、特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。

第 5 条 この会は、校長・教職員および教育関係者と学校問題について討議するが学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第 4 章 事業と活動

第 6 条 この会は、その目的を達成するため、次の活動と事業をする。

- 1 児童の幸福のために、互いに協力しあい、よい父母よい教師となるようにつとめる。
- 2 児童の生活指導のために、学校と家庭の緊密な連絡を図り、児童の生活環境の向上につとめる。
- 3 国および地方公共団体の、適正な教育予算の充実を期するために努力する。
- 4 その他、必要と認められる事業を行う。

第 5 章 会 員

第 7 条 この会の会員は、戸笠小学校の保護者ならびに教師とし、会員は会費を納入するものとする。

第 6 章 役 員

第 8 条 この会の役員は次のとおりとする。
会長 1名 副会長 3～4名 庶務 2～3名 会計 2～3名
(庶務・会計は各1名ずつ教職員があたる)

第 9 条 役員はいずれも会員にして、会長・庶務・会計(教職員2名を除く)は、細則第1条によって選出され総会において承認されなければならない。

会長は、原則として、前年度副会長1名が務める。

副会長2～3名は、原則として、前年度庶務・会計が務める。

教職員による庶務・会計は会長が委嘱する。

第 10 条 役員の任務は次のとおりとし、総会において承認を得る。

- 1 会長は、この会の代表となり、いっさいの会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3 庶務・会計は庶務・会計事務をつかさどる。
- 4 役員は、協力して会務が円滑に運ばれるよう努力し、全体の連絡調整を図る。

第 11 条 役員の任期は、総会から総会までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。欠員を生じた場合は運営委員会で推薦し、全委員会にはかり、承認を得る。その任期は前任者の残任期間とする。

第 12 条 総会の決議により、顧問を委嘱することができる。

第 7 章 委 員

- 第 13 条 この会に次の委員をおく。
- 1 委 員 若干名
学年あるいは学級ならびに地域より選出され、各常置
委員会の委員となる。
 - 2 代表委員 若干名
各常置委員会の代表であり、役員選出のさいの指名委
員としての資格を有する。
- 第 14 条 委員の任期は、再任を妨げないが 2 回までとする。ただし、学年あるいは学級・
地域の実情に応じ、やむを得ぬ場合はこの限りではない。
欠員を生じた場合は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第 8 章 会 計 監 査

- 第 15 条 この会に、2 名の会計監査をおく。
- 1 会計監査は、総会で選出され、承認を得る。
 - 2 任期は 1 年とし、その年度の経理を監査する。

第 9 章 機 関 と 運 営

- 第 16 条 この会に次の機関を設ける。
総会 全委員会 運営委員会 常置委員会
- 第 17 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
毎年 1 回以上開催し、予算の決議、決算の承認、規約の改廃、役員
の承認、会の活動の大綱を決議する。
- 第 18 条 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数
の賛成によって議決する。
- 第 19 条 全委員会は、総会に次ぐ議決機関で、運営委員会の提案事項その他必要な事項
を審議する。
- 第 20 条 運営委員会は、役員・代表委員および学校の代表で構成し、総会および全委員
会の決議事項の処理、ならびに緊急事項の処理、会の常務の施行、諸事業の企画
立案をする。
- 第 21 条 運営委員会および全委員会は、必要に応じ随時会長が召集する。
- 第 22 条 この会には、別に定める常置委員会を置き、必要な事項のある時は臨時委員会
を設けることができる。

第 10 章 会 計

- 第 23 条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金および事業収入によって支弁する。
- 第 24 条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行い、決算は、会計
監査を経て総会の承認を得なければならない。
- 第 25 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとし
る。

第 11 章 細 則

- 第 26 条 この会の運営に関し、必要な事項は細則に定める。細則改正は、この会の規約
に反しない限り、運営委員会で議決できる。

第 12 章 規 約 の 承 認 ・ 改 正

- 第 27 条 この規約は、会員 5 分の 1 以上が出席（委任状は含まず）した総会において、
その出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することはできない。
ただし、改正案は、総会開催の少なくとも 1 週間前に、全会員に知らせなければ
ならない。

付 則 この規約は昭和 47 年 4 月 1 日より実施する。

昭和 51 年 5 月 12 日 改正

平成 21 年 4 月 28 日 改正

平成 23 年 4 月 28 日 改正

平成 25 年 4 月 25 日 改正

平成 31 年 4 月 22 日改正 令和 2 年 4 月 1 日実施

名古屋市立戸笠小学校PTA規約細則

第 1 章 役 員

- 第 1 条 役員の選出
- 1 役員および代表委員が指名委員会を構成し、副会長、庶務・会計候補を指名し、投票により選出する。
 - 2 会員は、指名委員会に対して、副会長、庶務・会計の候補者を推薦することができる。

第 2 章 委 員

- 第 2 条 委員の選出
- 1 学年選出委員は、各学年から 5 名とし、選出方法は名簿により全員投票する。
 - 2 学年選出の各委員は、細則第 3 条に掲げる広報・文化の委員会にわかれて所属する。
 - 3 地区選出委員は、各地域より 1 名とし、選出方法は各地域ごとに話し合いで選出する。

- 第 3 条 常置委員会として次の委員会をおく。
- 広報委員会 各学年より 2～3 名
文化委員会 "
地域委員会 各地域より 1 名
各委員会に顧問教師若干名をおく。
各委員会の代表は互選により選出される。

第 3 章 集 会

- 第 4 条 地域集会は、地域と学校との密接な連絡をはかるために適宜開く。

第 4 章 会 計

- 第 5 条 この会の会費は、月額 1 世帯 250 円とする。

- 第 6 条 会計は、次の書類・帳簿を備えつけ、これに金銭の収支、その他を記帳する。

予算書 決算書 現金出納簿 預金通帳 会費徴収簿等

- 第 7 条 会計は、年度末に帳簿を締め切り、監査を受ける。

- 第 8 条 会計は、年度末において決算書を作成し、総会前に全会員に配布する。

第 5 章 母 親 代 表

- 第 9 条 この会の母親を代表するために母親代表を設け、役員互選により 1 名選出する。

第 6 章 専 任 役 員

- 第 10 条 この会に、役員の一員としての専任役員を設けることができる。

- 第 11 条 専任役員は、必要に応じて随時若干名、原則として本校 P T A の役員経験のある会員に、会長が委嘱する。

- 第 12 条 専任役員は、本校 P T A 役員会の意向に従い、運営実務の補助および公的対外事業に参加するなどその職務を遂行する。
また公的対外事業に係る内容を、本校 P T A 役員会に報告するものとする。

- 第 13 条 専任役員の任期は、原則として総会から総会までの 1 年間とする。ただし、相応な事由が認められる場合はこの限りではない。

付 則 この細則は昭和47年4月1日より実施する。

昭和49年2月13日	改正
昭和57年4月1日	改正
昭和62年4月1日	改正
平成17年3月7日	改正
平成17年11月24日	改正
平成23年9月12日	改正
平成25年3月11日	改正
平成25年6月10日	改正
平成28年1月15日	改正
平成28年10月7日	改正
平成31年4月22日	改正
	令和2年4月1日実施